

手動開閉戸を設けたエレベーターの施錠装置等の緊急点検状況(三精輸送機が設置したもの)

	緊急点検対象台数※1	撤去、休止等により点検対象外が確認された台数	緊急点検の状況						点検中の台数	
			報告台数					うち改善済台数		
			報告結果			令※2第129条の10第3項第一号に係るもの	令※2第129条の10第3項第二号に係るもの			うち改善済台数
			「適」とされたものの台数	「否」とされたものの台数	「否」とされたものの台数					
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
計										

※1 三精輸送機から提供されたエレベーターの設置リストにより点検対象とされたものの台数。リスト以外で点検対象として把握された場合、本台数に含め、かつ括弧内に当該台数を記載。(例:リストで23台が対象となっており、それ以外に2台の点検対象が把握された場合、25 (2)と記載)

※2 建築基準法施行令